

社会福祉法人岩屋福祉会 修学院保育園

生活カリキュラム（概要版）

自然とアートをテーマに

子どもとともに“なりたい自分になる”

理事長 室田一樹

はじめに

2018年度から施行された保育所保育指針では、それまでの「保育課程」が「全体的な計画」と改称され、認可保育園において作成することが義務づけられた。

これを受けて修学院保育園では、指針が求める全体的な計画を「生活カリキュラム」と名づけて策定する。以下にその概要を示す。

1. 保育の基本

(1) 子どもにとって“なりたい自分”とは、まずは“やりたいことができる自分”になること

子どもは、やりたいことを自分で見つけられる。

子どもは、思いや願いを聞き入れてもらえる。

子どもは、自分でおしまいにできる。

保護者は、保育園およびその職員と子育てを分かちもつことができる。

保育者は、できる限り子どもと保護者の意見を聞く。

保育園は、子どもの最善の利益を考慮することをすべてにおいて優先する。

修学院保育園は、保護者と連携しながら、子どもたちと保育の場をともに生きることで、子どもたちに他者と生きるよろこびを伝えたい。それは同時に、他者と生きるむずかしさを知ることでもある。そうした経験を積み重ねて、自分たちの社会を自分たちの手でつくることのできる人（ローカル・ガバナンスの担い手）に成長して欲しい。

このような保育の目標の具体化が、子どもが“なりたい自分”になることをケアすることである。

(2) なぜ自然なのか、なぜアートなのか

食文化の成り立ちを考えてみる。

人以外の動物はエサを食べる。人間はエサを手に入れると貯蔵したり加熱したり調理したり盛りつけたりして、食事にしていただく。こうして食文化は生まれた。住まいも衣服もそのようにして文化となった。すなわち、人の仕事とは外の自然を内に取り込み、文化として再生することに他ならない。そうした手仕事の生活文化から、アートは生まれた。

子どもたちには、自然の恩恵に感謝し、直立二足歩行と言葉が可能にしたアート（手仕事）と関わるなかで、他者とも関わり、つながって生きることから得られる感動の体験を何度も重ねて、人格形成の基礎を身に備えて欲しい。

### (3) 表現することは生きること

ヒトという動物は、個体では弱い存在であるがゆえに、ムレをなして生きることを選び、進化してきた。ムレはやがて小さな共同体＝社会となるが、社会は相互理解と相互扶助が不可欠である。そのためにヒトは、3つの表現形式を進化の過程で身に備えた。①身体表現、②言葉、③音楽性、④美術である。

①身体表現とは、表情や仕草、動作によって自分を表現することであり、また、他者の身体表現を理解することである。身体表現は心を映す鏡である。

②言葉には、次のような機能がなる。

A) 情報の授受（コミュニケーション）を可能にする。

B) 論理的思考を可能にする。論理的に相手の主張を理解することを可能にする。

C) 芸術的表現（たとえば、和歌、詩、小説など）のためのメディアとして機能する。感動や共感による相互理解が深まる。

③音楽性（musicality）とは、マザリーズのように、リズムックな、あるいはメロディックな音声や楽音に興味を示し、他者からのそれに共感して模倣しようとする生得的な能力のことを言う。音楽性とは音楽を理解し、音楽するために身に備わるだけでなく、そもそもは他者との情動的な相互理解を可能にする能力、コミュニケーション能力である。

ヒトのあかちゃん、この3種の表現手段により、母親をはじめとする身の回りの人格と親和的關係を形成し、自身が属す共同体の一員となる。すなわち、生きるとは表現することなのである。

④美術とは、絵画や彫刻（園では造形活動）を基礎にデザインや服飾、建築なども視野に入る。そのなかで、子どもにとっての美術＝描くことと作ることは、先にもふれた「外の自然を内に取り込んで文化として再生する」人間の基本的な活動に最も近い。

## 2. 保育の実践と省察

保育の1日は、実践と省察からなる（津守眞のことば）。

保育の実践は、子どもとの関わりにおいて展開する。

保育の省察は、子どもが保育者と保育の場を生きる意味を問うことにある。

## 3. 保育の環境と方法

修学院保育園は、日本国憲法第13条、25条、子どもの権利条約第3条、第12条、教育基本法および児童福祉法を踏まえて、保育の環境を整え、保育の方法を考案する。

参照

### 【日本国憲法】

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。

**第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。（抜粋）

**第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

**【子どもの権利条約】**（児童の権利に関する条約）

**第3条** 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

**第12条** 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

**第13条** 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き、若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

**【子ども基本法】**

**第3条3** 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

**第3条4** 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

**【教育基本法】**

**第1条** 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

**第11条** 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

**【児童福祉法】**

**第1条** すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

**2** すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

**4. 期ごとの目標**

第1期・・・年度の始まりから梅雨明けまで（4月から7月初旬）

戸外で自然と人に出会う、関わる、仲間になる

第2期・・・水遊びのはじまりから夏の終わりまで（7月中旬から9月初旬）

戸外で体をつくりながら、関わりを深める

第3期・・・秋の始まりから年の暮れまで（9月中旬から12月末）

戸外で体を使いながら、つながる

室内でアートと関わり、個のつながりをつくる

第4期・・・正月から水温むころまで（1月から3月初旬）

室内でアートと関わり、集団のつながりを深める

移行期・・・3月初旬から年度末まで（育ちの確認と申し送り）

あたらしいかかわりとつながりのための、「どうぞよろしく」を始める

- ※ 自然とアートをテーマとした活動は年間を通して行うが、子どもの成長や季節、行事などとの関連から特徴的な期を便宜上選んで表示している。
- ※ 保育所保育指針では、保育の内容は養護と健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域によって示されるが、それは6つの視点から子どもの総合的な活動を振りかえるためであり、具体的な保育の内容を教科教育的に示すものではない。

## 5. 戸外および室内活動、造形活動、音楽・演劇活動のためのプログラム

### (1) 戸外・室内活動プログラム

- ① 戸外環境とかかわる遊び
- ② 体を使って仲間とかかわる遊び
- ③ 体を鍛えるために仲間とつながる遊び
- ④ 室内の小さな遊び場で仲間とかかわりつながりを深める遊び

- ままごとコーナー
- おもちゃコーナー
- 造形コーナー
- 絵本コーナー

※コーナー（小さな遊び場）は、上記の4つを基本とし、季節や保育の内容により、適宜変更される。

- ⑤ 保育者とかかわりの中で、基本的な生活習慣を修得する活動
  - 「180項目のチェックリスト」参照
  - 「デイリープログラム」参照

### (2) 造形活動

- ① 造形コーナーで画材とかかわる遊び
- ② 造形コーナーで画材を媒介し仲間とかかわる遊び
- ③ 保育者からの提案ではじまる造形活動
  - 絵の具やクレパスを使った描画
  - 工作材料を使った製作
  - 画材や工作材料を媒介して仲間とかかわり、つながる造形

※ 造形活動の深まりに伴う発見や感動の体験が仲間との紐帯をつよめる。

### (3) 音楽・演劇活動

- ① 聴く、せんせいや仲間と聴く
- ② 歌う、せんせいや仲間と歌う
- ③ 演奏する、せんせいや仲間と合奏する
- ④ 演じる、せんせいや仲間と演じる

## 6. 健康及び安全のための準備

- (1) 健康状態の把握
  - ① 視診
  - ② 保護者との連絡
  - ③ 訴えることのできる信頼関係の構築
  
- (2) 病気、ケガ、感染症の対応
  - ① 病院の受診判断
  - ② 保護者への連絡
  - ③ 担任から主任、園長へ報告後、判断を仰ぐ
  - ④ 感染症の場合は、関係機関へ知らせる
  - ⑤ 通院が2日以上の場合は、幼保総合支援室へ文書で報告
  
- (3) 保健計画
  - ① 年間保健計画の作成
  - ② 保健教育の実施
  - ③ 健康診断の結果を保護者に報告
  
- (4) 安全計画
  - ① 安全計画の作成
  - ② 避難訓練計画（火災、災害、緊急時）の作成
  
- (5) 食育
  - ① 食育計画の作成
  - ② 就学前教育プログラムの一環として、「一泊保育での朝夕食調理」、「残りもので晩ご飯づくり」を行います。

## 7. 子育て支援

### (1) 在園する児童の保護者への支援

保育の基本に述べたように、修学院保育園における保育者と子どもの関係は〈教える：教えられる〉関係や、〈させる：する〉関係ではない。両者は大人と子どもであるため対等ではありえないが、保育者が子どもの気持ちや思いや願いをよく聞き、よく対応することで、保育の場をともに生きる関係を作る。

子育て支援においても保護者と保育者の関係は立場の違いをわきまえて、子育てを分かちもつ関係を目指す。〈支援する：される〉関係ではなく、子どもの成長のよろこびを共有、共感する関係になることを大切にしたい。支援を求められればできる限り応じるが、直接的な支援を求められていなくても、保育の内容を伝えることで社会的関心を喚起し、子育てを通して社会参加することの意味をともに考えたい。

### (2) 未就園児の保護者への支援

- ① 園庭開放
- ② 保育室開放
- ③ 子育て相談
- ④ 子育て講座
- ⑤ その他

(3) 関係機関との連携

- ① 京都市幼保総合支援室
- ② 左京区保健福祉センター子どもはぐくみ室
- ③ 健康診断を行う医療機関
- ④ 京都市児童福祉センター
- ⑤ 児童相談所
- ⑥ 京都市保育園連盟
- ⑦ 京都府認定こども園協会
- ⑧ 全国私立保育園連盟
- ⑨ 全国認定こども園協会

## 8. 指導計画について

保育所保育指針が求める指導計画には全体的な計画の他に、長期的な計画、短期的な計画、個別の指導計画がある。修学院保育園では以下のように作成する。

- ① 全体的な計画として「修学院保育園の生活カリキュラム」を作成する。
- ② 長期的な計画として、3歳以上は期ごとの計画と月案を作成し、月案は各保育室に掲示して保護者も記入することができる。
- ③ 短期的な計画として、日案を作成。
- ④ 個別の指導計画として全園児に年間2～3回、「子育てを分かちもつための記録と評価」を作成する。
- ⑤ 個別の指導計画として、0・1・2歳児は④とは別に「発達のチェックリスト」と「個人記録」を参考に、期ごとをめどに個別の指導計画を作成する。
- ⑥ 障害のある児童には、園長・主任・担任が協議し、保護者の意見や要望なども反映した個人別指導計画を作成する。
- ⑦ 年長児には、就学前教育プログラム「がっこうごっこ」を作成する。

## おわりに

修学院保育園の職員が、子どもの健康や保育環境の安全性に配慮した上で大切にしたいことは次のとおりです。

- (1) 大人の都合で保育をすすめるのではなく、子どもの都合（気持ちや思いや願い）を大切にする。
- (2) 保育者の予想を超えて展開する子どもの遊びを大切にする。
- (3) 子どもが自分でしたいことをみつけ、夢中になり、夢中から覚めたら自分でおしまいにすることができる保育を大切にする。

(4) 保護者の子育てを、必要に応じて手伝う気持ちを大切にする。

以上